## 超過勤務手当の支給割合の引上げ及び超勤代休時間の新設

## 超過勤務手当の支給割合の引上げ

○ <u>1か月60時間を超える超過勤務(日曜日又はこれに相当する日の勤務を除く。)について、超過勤務手当の支給割合を</u> 125/100又は135/100から150/100に引き上げ。(深夜勤務の支給割合の加算(+25%)は、変更なし。)

## 超過勤務手当の支給割合の引上げ分の支給に代えて超勤代休時間を指定する仕組みを導入

- <u>1か月に60時間を超える超過勤務を行った職員に対して、超過勤務手当の支給割合の引上げ分の支給に代</u> えて、超勤代休時間を指定できることとする。
- 超勤代休時間を指定した場合でも、現行の超過勤務手当の支給割合による支給は必要。

